

# 全ての市民のかたへ

## ●上下水道に関する支援

### ◆水道料金(基本料金)の減額(申請不要)

期間 令和2年5月～令和3年4月検針分

内容 基本料金を5割減額

※福祉減免を受けられているかたなどは対象外

問合せ先 水道サービス課☎072-433-7140

### ◆水道料金・下水道事業受益者負担金などの徴収猶予

収入減少などの基準に該当し支払いが困難な場合には、納付を一定期間猶予される制度があります。

申請が必要です。詳しくは、お問合せください。

申請・問合せ先 水道料金・再開栓手数料・下水道使用料

水道サービス課☎072-433-7140

下水道事業受益者負担金 上下水道総務課☎072-433-7180

## ●住宅に関する支援

### ◆住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または、休業などで収入が減少し離職などと同程度の状況にあるかたで、住居を喪失または喪失するおそれのある場合に、就職に向けた活動をするなど条件に、原則3カ月(状況により延長あり)、家賃相当額(上限あり)を市から家主のかたへ支給します。

申込・問合せ先 福祉総務課市民相談室☎072-433-7085

### ◆市営住宅家賃などの減免や猶予

家賃の納付が困難になった場合、認定月収が7万4,000円以下になった世帯は、申請により家賃の減免または納付猶予を受けることができます。

減免対象 市営住宅入居者

納付猶予対象 市営住宅入居者、市設店舗使用者

申請方法 申請書と収入が減ったことがわかる書類の提出

適用期間 減免、納付猶予は申請書を受理した月から適用し、納付猶予期間は6カ月以内です

申請・問合せ先 市営住宅管理センター(建築住宅課内)

☎072-433-7210

## ●貝塚プレミアム商品券事業

貝塚市商店連合会が実施するプレミアム商品券事業に対する補助を行います。1万2,000円分の商品券を1万円で販売します。また、発行冊数を3,000冊から6,000冊に拡大します。

詳しくは、広報6月号同配チラシをご覧ください。

問合せ先 商工観光課☎072-433-7193

## ●市税や国保料などの猶予や免除

### ◆市税の徴収猶予の特例制度

申請により、令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が来る市税の徴収を1年間猶予します。猶予期間中の延滞金と担保の提供は免除されます。

対象 収入が昨年同期に比べておおむね20%以上減少し、市税の納付が困難なかた

申請期限 納期限が6月30日までの市税：6月30日

納期限が7月1日以降の市税：それぞれの納期限

申請方法 申請書と財産収支状況書を提出

申請・問合せ先 納税課☎072-433-7260

### ◆国民健康保険制度

国民健康保険料の納付義務者が、事業の不振、休業または廃止した場合などに、申請により国民健康保険料を徴収猶予または減免できます。

申請・問合せ先 国保年金課☎072-433-7270・072-433-7271

### ◆国民年金保険料の免除・納付猶予制度

令和2年2月以降に収入が減少し、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれるかたが対象です。

## ●特別定額給付金

給付を受けるためには、申請が必要です。視覚障害などにより申請書などの読み書きが困難なかたはお申し出ください。

対象 令和2年4月27日に本市の住民基本台帳に登録されているかた

受給権者 対象者の属する世帯の世帯主

給付額 1人10万円

申請方法 郵送またはオンライン

郵送：世帯主宛に送付した申請書に必要事項を記入し、必要書類を添え返信用封筒で郵送

オンライン：マイナポータルぴったりサービスから申請(マイナンバーカードとカードを読み取る機器が必要)

申請期限 8月11日(火)

申請・問合せ先 政策推進課 特別定額給付金担当

☎072-433-7044



## ●生活福祉資金貸付制度

いずれも連帯保証人は不要です。

### ◆緊急小口資金

対象 休業や失業により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯

貸付上限・利子 20万円以内・無利子

据置期間 1年以内

償還期間 2年(24回払い)以内

### ◆総合支援資金

対象 収入減少や失業などにより生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付上限 単身世帯は月15万円以内、2人以上の世帯は月20万円以内

貸付期間・利子 原則3カ月以内・無利子

据置期間 1年以内

償還期間 10年(120回払い)以内

申込・問合せ先 貝塚市社会福祉協議会☎072-439-0294



詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。  
対象期間 2月～6月分(7月分以降は、改めて申請が必要)  
申請方法 必要書類(国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書)を、郵送または窓口へ  
※書類は日本年金機構ホームページからダウンロードまたは窓口にあります。

申請・問合せ先 貝塚年金事務所☎072-431-1122

国保年金課☎072-433-7274

### ◆介護保険制度

主な生計維持者の収入が、事業の不振、休業または廃止、失業などの理由により著しく減少した場合に、申請により介護保険料を徴収猶予または減免できます。

申請・問合せ先 高齢介護課☎072-433-7042

### ◆後期高齢者医療制度

被保険者または連帯納付義務者の収入が、事業の不振、休業または廃止、失業などの理由により著しく減少した場合に、申請により後期高齢者医療保険料を徴収猶予または減免できます。

申請・問合せ先 高齢介護課☎072-433-7042